

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月31日
【会社名】	株式会社モンスターラボ (旧会社名 株式会社モンスターラボホールディングス)
【英訳名】	Monstarlab Inc. (旧英訳名 Monstarlab Holdings Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鯉川 宏樹
【最高財務責任者の役職氏名】	C F O 鈴木 澄人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号 恵比寿プライムスクエアタワー4F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 2025年3月27日開催の第19期定時株主総会の決議により、2025年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鯉川宏樹及び最高財務責任者のＣＦＯ鈴木澄人は、当社の第20期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。